

東京都蜜蜂飼育の手引き

1 はじめに

平成 26 年 3 月に作成した「東京都蜜蜂飼育の手引き」について、令和 5 年 11 月 30 日付で「養蜂振興法の施行について(農林水産省畜産局長通知)」が改正されたことに伴う「養蜂業者」の定義の変更、特別区の窓口の電話番号の変更に伴い一部改訂しました。

都内で蜜蜂を飼育する方は、是非ご活用ください。

2 蜜蜂の飼育の届出

蜜蜂を飼育する方は、養蜂振興法第 3 条第 1 項により飼育する蜂群の数や場所、期間を届け出ることが義務づけられています。毎年 1 月 1 日現在の飼育状況と年間飼育計画を飼育届出書に記入して、1 月 31 日までにお住まいの都道府県知事に提出してください。

また、飼育状況に変更があった場合は、変更が生じた日から 1 ヶ月以内に変更届出書を都道府県知事に提出してください。

なお、提出された飼育届出書に、都外の飼育場所が記載されていた場合は、都から飼育場所のある道府県知事に対してその情報を通知します。

飼育届出書及び変更届出書を提出しなかった場合や虚偽の内容を届け出た場合は、10 万円以下の罰金に処されます。

「蜜蜂の飼育」とは、蜜蜂を増す又は蜂蜜を採るために蜜蜂を飼う等、蜜蜂を自らの意思により巣箱や巣洞で飼い、餌を与え、投薬することをいい、野生の蜜蜂を観察して、自然にできた巣から蜂蜜等を採る場合は、飼育に含まれません。

ただし、下記の場合は届出の義務はありません。

① 農作物の花粉受精に用いるために蜜蜂を飼育する場合

農作物の花粉受精に蜜蜂を使用する場合は、一般的に、栽培する農作物の作付規模に応じた蜂群しか飼わないことや、使用後には焼却又は養蜂業者へ返却することから、届出は不要となっています。

しかし、受精に用いた蜜蜂で養蜂業者に該当する行為を行った場合の他、農作物の作付規模に比べ、過大な蜂群を配置している場合や使用後に焼却、返却等を行わず通年飼育している場合には、届出が必要となります。

なお、作付規模に応じた適切な蜂群数とは、作物の種類、作付時期、導入地域の気候等により異なりますので、詳しくは、施設園芸農家向けの花粉交配用蜜蜂管理マニュアル「ミツバチにうまく働いてもらうために」（みつばち協議会編 <http://bee.lin.gr.jp/new/PDF/H23youhouka.pdf>)を参考に蜂群数を調整してください。

②密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂を飼育する場合

学術研究等のために密閉された構造の設備で蜜蜂を飼育する場合は届出が不要です。

③飼育されていない蜂群から採蜜を行っている場合

3 転飼に際しての注意

(1) 転飼許可

転飼とは、現在飼育している都道府県の区域から、他の都道府県の区域へ蜜蜂を移動して飼育することをいいます。養蜂業者が、転飼を行う場合、転飼しようとする場所の都道府県知事の許可を受けなければなりません。

養蜂業者以外の方が転飼を行う場合には、法的な規制はありません。しかし、道府県によっては、条例等で規制や許可が必要となる場合もありますので、事前に確認してください。

「養蜂業者」とは、反復継続して蜜蜂の飼育を行う者又は蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいいます。ただし、試験研究用の用に供するため又は蜜蜂を小規模に飼育し、かつ蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を自家用に供するため飼育する個人を除きます。

都の場合は、蜂群を都内で移動する限りにおいて、許可や規制はありませんが、移動先周辺の状況や蜜源等を確認し、近隣の住民や他の蜜蜂飼育者とのトラブルが発生しないよう十分配慮してください。

(2) 転飼に必要な証明

転飼をする場合は、腐蛆（ふそ）病にかかっていないことを証明する必要があります。

他の道府県から都内へ転飼する場合は、直前に飼育していた場所の道府県が発行する証明書が必要です。

また、都から他の道府県へ転飼する場合には、都の家畜保健衛生所長が発行した証明書が必要となります。詳しくは、家畜保健衛生所（電話042-588-7171）にお問い合わせください。

4 蜜蜂の飼育について

養蜂振興法は、蜜蜂を飼育する方全てに、蜜蜂を適切に管理するよう義務づけています。また、養蜂業者の場合には、必要に応じて、都が事務所や事業所へ立入検査を実施します。

蜜蜂を適切に管理し、安全な蜂蜜を生産するため、次のことに注意してください。

(1) 周囲への配慮

都内では、飼育場所周辺の住民から「蜜蜂に刺された」、「蜜蜂の糞で洗濯物が汚れた」等の苦情やトラブルが発生しています。蜜蜂を適切に飼うためには、蜜蜂の習性を熟知するとともに、社会的なマナーを守り、事故やトラブルを防止することも必要です。

都心や住宅地で飼育する場合には、飼育を始めるために必要な知識や情報の収集に努めるとともに、隣家や道路の近くに巣箱を置かないなど周辺住民に十分配慮してください。

この他にも、地域の状況や飼育方法により、適宜対応することが重要です。蜜蜂の飼育方法について不明な点があれば、専門家や研究機関に相談し、事故やトラブルを未然に防止するよう努めましょう。

【参考】区市町村等に寄せられた苦情の事例

- 分蜂（巣分かれ）した蜜蜂や、逃げた蜜蜂がいる
- 蜜蜂が近くに飛んでいるのが怖い、不愉快
- 洗濯物や車を汚された
- 蜜蜂に刺された
- 蜜蜂を飼っている場所に問題がある

(2) 伝染病と衛生対策

日頃から巣箱内を観察し、衛生的な管理を行うことで、病気の発生を予防することができます。また、空の巣箱・巣脾（すひ）は定期的に消毒し、養蜂家間での器具類の貸し借りや巣箱・巣脾の使い回しはやめましょう。

蜜蜂には、家畜伝染病予防法で定められた疾病があります。

①家畜伝染病：腐蛆（ふそ）病

蜂群を他の都道府県へ移動する場合は、事前に所管する地域の家畜保健衛生所による検査が必要です。検査の結果、交付された証明書は移動先の都道府県知事又は最寄の家畜保健衛生所長に提出してください。

【腐蛆病】

腐蛆病には、病原体が異なる2種類の病気があります。

○アメリカ腐蛆病

巣房に蓋がされて、蛹になる直前の幼虫が死亡します。死骸は腐敗臭を伴って、茶色く粘調性を帯びたチョコレート状に融解し、糸を引くことがあります。

○ヨーロッパ腐蛆病

アメリカ腐蛆病と比較して、巣房に蓋がされる前段階の若い虫が死亡します。発酵臭・酸敗臭を伴って、死骸がある程度の形を保った状態で、水様・灰白色に変化します。



粘調性を帯びてチョコレート状になった幼虫の死体



小孔が見られるなど病変が認められた巣脾

病原体は異なりますが、家畜伝染病予防法では同じ腐蛆病として扱われ、発生が確認された群の巣箱・巣脾等は、汚染物品として焼却処分されます。

●周辺養蜂家への影響

- ・発生場所から一定圏内の他養蜂家への立入検査
- ・蜂群の移動制限

②届出伝染病

【チョーク病】

カビに感染した幼虫が白～灰色・ミイラ化して死亡し、その形が湿って脆くなったチョークのように見えるため、この病名がつけました。働き蜂によって巣箱から排除された幼虫の死体が目立つことが、発生を疑う目安になります。

【ノゼマ症】

ノゼマ原虫が、成虫の消化管に内部寄生して、胞子が発芽・増殖することで発症します。寄生を受けた働き蜂には、ノゼマ原虫の種類によっては下痢のような症状が現れます。



下痢症状を示した働き蜂の死体

【アカリダニ症】

アカリダニが働き蜂の気管内に寄生・増殖することにより発症します。ニホンミツバチでの発生が各地から報告されています。



気管内にアカリダニが見られる

【バロア症】

ミツバチヘギータダニの寄生や吸血による疾病の総称で、寄生により寿命の短縮や羽化の失敗、羽化した成虫の翅や脚に奇形が生じます。蜂群が壊滅するなど、致命的な損失につながりやすく、防除なしで飼養を継続することが難しいです。



幼虫～蛹期の寄生で、翅や肢に奇形が生じた個体



働き蜂と成雌ダニの大きさ比較



成雌ダニ

蜜蜂が大量に死ぬ等、伝染病が疑われる場合には、すぐに家畜保健衛生所にご連絡ください。

◎腐蛆病に関する証明及び伝染病に関するお問い合わせ先

東京都家畜保健衛生所

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2759

電話 042-588-7171

(3) 動物用医薬品の使用について

現在、日本で承認されている蜜蜂用の医薬品は、腐蛆病用とバロア症（ミツバチヘギイタダニ）用の薬剤のみです。これらの薬剤は、使用上の基準が定められていますので、用法用量、薬剤を使用できる期間を守り、適切に使用してください。

なお、日本で承認を受けていない薬剤や蜜蜂への使用が認められていない医薬品を使用することは、医薬品医療機器等法で禁止されていますのでご注意ください。

動物用医薬品のデータベースは、農林水産省動物医薬品検査所のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

病気や薬の正しい知識を身につけ、健康な蜜蜂を飼育し、安全な蜂蜜を生産しましょう。

5 蜜源植物の保護増殖

年々、蜜蜂を飼う方は増えていますが、都内の蜜源は限られています。これからも多くの方が蜜蜂を飼えるよう、蜜源植物を守り、身近なところから増やすことに努めてください。

6 蜂蜜の生産

蜂蜜は多くの方が利用する食品であり、安全で安心な食品を生産する必要があります。

蜂蜜を販売する場合は、食品衛生法に基づく動物用医薬品や農薬の残留基準が適用されるため、動物用医薬品等の適正使用に十分留意する必要があります。また、養蜂振興法、食品表示法及び東京都消費生活条例に基づく適正な表示を行わなければなりません。

関係法令を遵守し、消費者に信頼される蜂蜜を生産してください。

蜂蜜に関する法令等

◇養蜂振興法 → 蜂蜜等の販売を業とする者に適用

◇食品衛生法 → 全ての飲食物に適用

◇食品表示法 → 販売の用に供する食品に適用

◇東京都消費生活条例 → 都内で消費者に商品を供給する事業者に適用

また食品衛生法により、原則として全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理が義務付けられています。つきましては、蜂蜜の瓶詰等を製造し、有償無償問わず不特定多数の人に提供している養蜂家は、令和3年6月1日以降、「営業届出」、「食品衛生責任者の設置」及び「H

ACC Pに沿った衛生管理の実施」が必要になります。ご不明な点がありましたら、瓶詰等を行っている施設（自宅やその他施設）の所在地を所管する保健所にお問い合わせください。

7 届出等の様式と都の窓口

蜜蜂飼育届出書及び変更届出書、転飼許可申請書の様式は、都のホームページをご覧ください。下記窓口にお問い合わせください。

◎東京都ホームページ

産業労働局→農林水産部→各種申請書類様式→蜜蜂飼育の申請書類一覧

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/shinseisyorui/mitsubachi/mitsubachi.html>

【窓口及びお問い合わせ先】

地域 ※	窓口
特別区	産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎南側 21 階 電話(03)5320-4842 (直通)
多摩地域	農業振興事務所振興課畜産担当 〒190-0022 立川市錦町 3-12-11 電話(042)548-4868 (直通)
島しょ地域	大島支庁産業課農務担当 〒100-0101 大島町元町字オンダシ 222-1 電話(04992)2-4431 (産業課) 三宅支庁産業課農務担当 〒100-1102 三宅島三宅村伊豆 642 電話(04994)2-1312 (産業課) 八丈支庁産業課農務担当 〒100-1492 八丈島八丈町大賀郷 2466-2 電話(04996)2-1113 (産業課) 小笠原支庁産業課産業担当 〒100-2101 小笠原村父島字西町 電話(04998)2-2122 (産業課)

※ 蜜蜂飼育届出・飼育変更届出は、申請者の住所地
転飼許可申請の場合は、転飼しようとする場所

8 参考資料

蜜蜂の関係法令や飼育方法等については、下記を参考にしてください。

- 農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/sonota/bee.html>
- 日本養蜂はちみつ協会 <http://bee.lin.gr.jp/index.html>
- 東京都養蜂協会 <http://www.tokyo-youhou.com/>
- 玉川大学 http://www.tamagawa.ac.jp/hsrc/contents/hsrc_top.htm

平成 25 年 6 月 発行

令和 4 年 12 月 一部改訂

令和 5 年 12 月 一部改訂

編集・発行／東京都産業労働局農林水産部農業振興課

住所／〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話／03-5320-4842 FAX／03-5388-1456